

建築請負契約書

株式会社 OneMade 代表取締役 田中健一 (以下甲) を受注者、 (以下乙) を発注者とし、次の通り、建築請負契約を締結した。

第1条 (目的)

甲は乙に対し次の建築工事を完成することを約し、乙は甲に対しその代金を支払うことを約した。なお、工事内容にかかる詳細は別紙「図面」「仕様書」による。

工事場所：

工事名： 様邸改修工事

工事内容：木造（軸組工法）2階建住宅

第2条 (工期)

工期は次のとおりとする。

着手：契約成立の日又は工事許可日から30日以内

完成：着手の日から180日以内

引渡し：完成の日から14日以内

第3条 (代金)

請負代金は 金 28,980,000 円 (内 2,660,000 円消費税額) とし、乙は甲に対し次のように支払う。

契約成立時 金 7, 245, 000 円

耐震工事完了時 金 7, 245, 000 円

木工事完了時 金 7, 245, 000 円

引渡しの日 金 7, 245, 000 円

第4条 (注文者の負担)

建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

第5条 (内容の追加及び変更)

- 乙は甲と協議の上、工事の追加・変更をする事ができる。この場合の工期や代金の変更については別途合意書を作成するものとする。
- 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第 6 条(危険負担)

天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

第 7 条(第三者等への損害)

工事の施工につき、第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛争を生じたときは、甲は自己の責任と負担において処理解決に当たるものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

第 8 条(完了検査等)

- 1 甲は工事を完了したときは直ちに乙にその旨を通知するものとする。
- 2 乙は前項の通知を受けたときは速やかに検査を行うものとする。

第 9 条(履行遅滞及び違約金)

- 1 乙が代金の支払いを期日に行わない場合、甲は、乙に対し、延滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年十四・六パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。
- 2 甲の責めに帰す事由により期限内に目的物の引き渡しを行えない場合、乙は遅延日数に応じて、請負代金額に対し年十四・六パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。

第 10 条(解除)

乙は工事が完成する前。いつでも本契約を解除することができる。その場合、乙は契約解除によって生じた損害を負担するものとします。

第 11 条(担保責任)

甲は建築建物の瑕疵について 10 年間担保責任を負う。検査又は引渡時に乙が発見した瑕疵及び注文との相違などについて、甲は直ちにその負担において補修・取替えなどをしなければならない。

第 12 条 (紛争解決)

本契約について紛争が生じたときには、建設業法の定めるところにより、建設工事紛争審査会のあっせんまたは調停により解決をはかるものとする。

以上の通り建築請負契約が成立したので、本契約書 2 通を作成し、各自押印の上各 1 通を所持します。

令和 年 月 日

甲) 受注者

住所

長野県飯田市八幡町2038-2

商号

株式会社 OneMade

代表取締役 田中健一 印

乙) 発注者

住所

氏名

印